

○倉敷芸術科学大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 倉敷芸術科学大学動物実験規程第5条に規定する倉敷芸術科学大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、学長の委任を受け、適正な動物実験の実施に関する次に掲げる事項について審議または調査し、学長に報告または助言をする。

- (1) 動物実験計画に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること。
- (3) 実験施設・飼養保管施設の設置及び管理状況並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験、実験動物の適正な取扱い及び関係法令等に関する教育訓練の内容及び体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価及び外部検証に関すること。
- (6) その他動物実験の適正な実施のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、適正な動物実験の実施に必要な措置について、管理者及び動物実験従事者に助言又は勧告を行うことができる。

(構成及び運営)

第3条 委員会は、学長が指名する次の各号に掲げる委員によって構成し、その役割を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮しなければならない。

- (1) 動物実験を実施する学部の学部長から1名
 - (2) 動物実験に関して優れた識見を有する者 1名以上
 - (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1名以上
 - (4) その他学識経験を有する者 1名以上
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 2 委員会は、学長の承認を得て、学外の動物実験等や実験動物に関して優れた識見を有する者若干名を委員とすることができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の欠員が生じた場合、補充者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 7 委員会は、過半数の委員の出席によって成立する。
- 8 委員長が必要と認めた場合は、委員会の了承を得て、委員以外の者を出席させることができ。ただし、その者を議決に加えることはできない。
- 9 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。ただし、委員は、自らが動物実験責任者・実施者となる動物実験計画の議決には加わらない。

第4条 委員会の委員及び関係者は、動物実験等に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(迅速審査)

第5条 次の各号に掲げる事項については、委員長は各委員への回覧又は電子媒体等を活用した迅速審査を行うことができるものとする。

- (1) 承認した実施計画の軽微な変更の審査
- (2) 既に委員会において承認された実施計画に準じて類型化されている場合の審査
- (3) 共同研究であって、既に主たる他の研究機関における動物実験委員会の承認を受けた実施計画を、分担研究機関として実施する場合の審査

ただし、主たる他の研究機関の承認を証明する書類の写しを提出するものとする。

- 2 委員長は、前項の審査を行った場合は、審査結果を全委員に報告するものとする。
- 3 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、当該事項について委員会における審査を求めることができる。

この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるとときは、委員会を速やかに開催し、当該事項について審査するものとする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、庶務部庶務課において行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成28年1月1日から施行する。

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月11日 第11回大学協議会）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日 決裁）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月12日 第1回大学協議会）

この改正規程は、令和5年4月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。